

板橋区心身障がい者理美容サービス事業実施要綱

(昭和62年6月22日区長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の重度心身障がい者に対して理美容サービスを行うことにより、当該重度心身障がい者の衛生を保持し、健康の確保を図るとともに、その経済的負担の軽減をはかり、もって障害者福祉の向上に資することを目的とする。

(事業の内容及び実施方法)

第2条 理美容サービス事業は、第4条に規定する受給資格の認定を受けた重度心身障がい者の居宅において、理容師による散髪及び顔剃り又は美容師によるカット及びメイク（以下「顔及び襟肌等の手入れのこと」をいう。）の業務を実施することにより行うものとする。ただし、顔剃り等の業務については、負傷のおそれがある等、当該業務を実施することが不相当と認められる場合は、省略することができるものとする。

2 理美容サービス事業は、東京都理容生活衛生同業組合板橋支部・赤塚支部・志村支部（以下「理容組合」という。）及び東京都美容生活衛生同業組合板橋支部・赤塚支部・志村支部（以下「美容組合」という。）との間において、理容師及び美容師の就業に係る契約を締結して実施するものとする。

(理美容サービスを受けることができる者)

第3条 理美容サービスを受けることのできる者は、板橋区内に住所を有する在宅者で、東京都重度心身障害者手当条例（昭和48年東京都条例第68号）の規定に基づき重度心身障害者手当の支給を受けている者とする。ただし、板橋区高齢者理美容師派遣事業実施要綱（平成12年8月31日区長決裁）の規定に基づく利用者及び伝染性疾患を有する者は除く。

(受給資格の認定等)

第4条 理美容サービスを受けようとする者は、あらかじめ板橋区心身障がい

者理美容サービス受給資格認定申請書（別記第1号様式）により、区長に受給資格の認定を申請しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請を受理したときは、第3条に定める受給要件に該当しているか否かを審査し、受給資格があると認めたときは、理美容サービス受給資格決定通知書（別記第2号様式）により、受給資格がないと認めたときは、板橋区心身障がい者理美容サービス受給資格認定申請却下通知書（別記第3号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（理美容券の交付）

第5条 区長は、前条の規定に基づき理美容サービス受給資格の認定を受けた者（以下「理美容サービス受給被認定者」という。）に対して、板橋区理美容師派遣理美容券（別記第4号様式。以下「理美容券」という。）を交付する。

- 2 前項の理美容券は、一人当たり一年度につき6枚を限度として、前条第2項の受給資格の認定をした時期に応じた枚数を交付する。

（実施日の連絡等）

第6条 理美容サービス受給被認定者は、理容師又は美容師の業務（第2条に定める散髪及び顔剃り又はカット及びメイクの業務をいう。以下同じ。）の提供を受けようとするときは、事前に理容組合又は美容組合へ連絡し、実施月日等の調整を受けるものとする。

- 2 理美容サービス受給被認定者は、理容師又は美容師の業務の提供を受けるときは、必ず介添者を付け、理容師又は美容師の業務終了後一回につき理美容券一枚を当該理容師又は美容師に引き渡すものとする。

（届出）

第7条 理美容サービス受給被認定者又はその親族等は、第4条第1項の申請事項に変更が生じたとき、又は理美容サービスの受給資格が消滅したときは、板橋区心身障がい者理美容サービス受給資格認定申請事項変更・資格消滅届（別記第5号様式）により、区長に届け出なければならない。

(受給資格の消滅等)

第8条 理美容サービス受給資格は、次の各号の一に該当するときは、消滅する。

(1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき。

(2) 理美容サービス受給被認定者が死亡したとき。

(3) 理美容サービスの受給を辞退したとき。

2 区長は、理美容サービスの実施を継続することが不相当と認めるときは、理美容サービスの受給資格の認定を取り消すことができる。

3 区長は、前項の規定により、理美容サービスの受給の認定を取り消したときは、理美容サービス資格消滅通知書（別記第6号様式）により、理美容サービス受給被認定資格者に通知する。

4 区長は、第1項の規定により受給資格が消滅したとき、又は第2項の規定により受給資格の認定を取り消したときは、未使用の理美容券を速やかに返還させるものとする。

(台帳の整理)

第9条 区長は、理美容サービス受給被認定者の現況を理美容サービス資格認定者一覧（別記第7号様式）により、常に整理しておくものとする。

(費用負担)

第10条 第2条第1項に規定する理美容サービス事業にかかる費用は、板橋区の負担とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和62年8月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成5年12月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成15年12月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

※登録番号	号
-------	---

板橋区心身障がい者理美容サービス

受給資格認定申請書

年 月 日

板橋区長様

申請者 住所 板橋区 丁目 番 号

氏名

対象者との続柄

板橋区心身障がい者理美容サービス事業実施要綱に基づく受給資格認定の申請をします。

記

対象者 (障がい者)	住所	板橋区 丁目 番 号		
	氏名		性別	男・女
	生年月日	年 月 日	電話番号	—
	東京都重度心身障害者手当認定番号		号	
介添者	住所			
	氏名		対象者との続柄	
	連絡先			

年 月 日

様

東京都板橋区長

理美容サービス受給資格決定通知書

年 月 日 付で申請のありました 様の
受給資格について、下記の通り決定しましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
介護者氏名	
認定番号	第 号
助成開始年月	年 月
助成枚数	枚
備考	発券番号

第3号様式

年 月 日

様

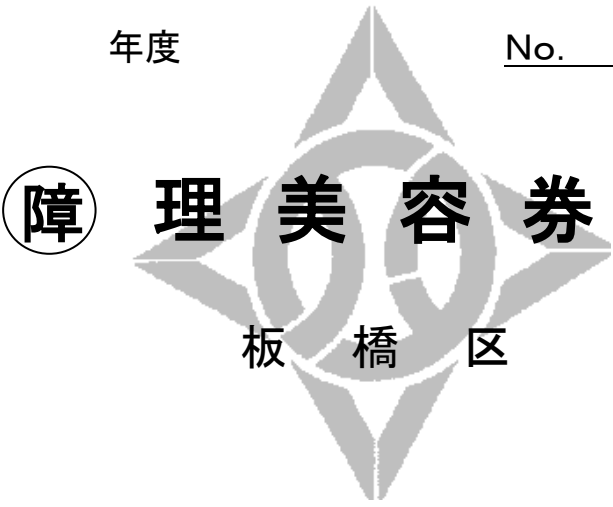
板橋区長

板橋区心身障がい者理美容サービス
受給資格認定申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった、板橋区心身障がい者理美容サービス事業実施要綱に基づく理美容サービス受給認定資格申請についてにより申請を却下したので通知します。

第4号様式

券 表面

き り と り せ ん	年度	No. _____
	 <p>障 理美容券 板橋区</p>	

券 裏面

有 効 期 間		
年	月	日から
年	月	日まで
利用月日	年 月 日	
理美容師名	部	

第5号様式

※登録番号	号
-------	---

板橋区心身障がい者理美容サービス
受給資格認定申請事項変更・受給資格消滅届

年 月 日

板橋区長様

申請者 住所 板橋区 丁目 番 号
氏名
対象者との続柄

受給資格認定申請の内容を変更
板橋区心身障がい者理美容サービスの したので
受給資格が消滅
届け出いたします。

記

受給被認定者名			
項目		変更前	変更後
	変更事項 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 介添者 <input type="checkbox"/> その他		
	受給資格消滅 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 障害程度 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 辞退 <input type="checkbox"/> その他	(住所)	(理由)
異動(消滅)年月日		年	月 日

年 月 日

様

東京都板橋区長

理美容サービス資格消滅通知書

下記のとおり、 様の受給資格がなくなりましたので通知します。

記

氏 名	
住 所	
認 定 番 号	第 号
資 格 消 滅 年 月	年 月
資 格 消 滅 理 由	

